



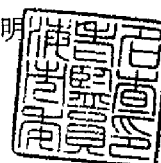
海老名市監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、市長より監査結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を別紙のとおり公表する。

令和4年8月23日

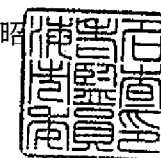
海老名市監査委員

雨宮 徳明



海老名市監査委員

清水 昭



海老名市監査委員

福地 茂



監査の結果及び講じた措置の内容

- 1 監査の結果により措置を講じた課 消防本部 警防課
- 2 監査の実施日 令和4年6月27日
- 3 監査結果の公表日 令和4年7月29日(海老名市監査委員告示第6号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
<p>旅費の過年度払いがあった。 (旅行日:令和3年6月1日 神奈川県庁 994円 令和3年6月16日 神奈川県庁 1,056円 合計 2,050円)</p>	<p>今後の防止策として、月ごとの旅行用務予定表を作成し、月末の付け合わせ作業を複数の職員により行い、予算執行事務に支出漏れがないよう対応します。</p>

- 1 監査の結果により措置を講じた課 消防本部 消防署
- 2 監査の実施日 令和4年6月27日
- 3 監査結果の公表日 令和4年7月29日(海老名市監査委員告示第6号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
<p>旅費の過年度払いがあった。 (旅行日:令和3年8月12日、令和3年8月17日 横浜開港記念会館 1,056円×2回=2,112円)</p>	<p>1.警防課から研修予定表と参加予定職員の名簿提出を徹底する。 2.出張者は出張前に必ず旅行申請を行い、予定表と照らし合わせ、旅行申請の有無を確認する。 3.旅行申請に対し、旅費請求出力がされていることを月初めに確認する。</p>